【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（有価証券とみなされる合名会社又は合資会社の社員権）

**第一条の二**　法第二条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　その社員のすべてが次のいずれかに該当する合名会社の社員権

イ　株式会社

ロ　合同会社

二　その無限責任社員のすべてが次のいずれかに該当する合資会社の社員権

イ　株式会社

ロ　合同会社

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（有価証券とみなされる合名会社又は合資会社の社員権）

**第一条の二**　法第二条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　その社員のすべてが次のいずれかに該当する合名会社の社員権

イ　株式会社

ロ　合同会社

二　その無限責任社員のすべてが次のいずれかに該当する合資会社の社員権

イ　株式会社

ロ　合同会社

（改正前）

（合同会社の社員権その他これに類するもの）

**第一条の三の四**　法第二条第二項第六号に規定する合同会社の社員権その他これに類するものとして政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一　その社員のすべてが次のいずれかに該当する合名会社の社員権

イ　株式会社

ロ　合同会社

二　その無限責任社員のすべてが次のいずれかに該当する合資会社の社員権

イ　株式会社

ロ　合同会社

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（合同会社の社員権その他これに類するもの）

**第一条の三の四**　法第二条第二項第六号に規定する合同会社の社員権その他これに類するものとして政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一　その社員のすべてが次のいずれかに該当する合名会社の社員権

イ　株式会社

ロ　合同会社

二　その無限責任社員のすべてが次のいずれかに該当する合資会社の社員権

イ　株式会社

ロ　合同会社

（改正前）

（新設）